

新旧対照表

第8次改訂版	根拠条文等・考え方	改訂案	根拠条文等・考え方
<p>1 (略) (1)~(2) (略)</p> <p>2 加圧送水装置 加圧送水装置は、令第11条第3項第1号ニ及びホ、規則第12条第1項第3号の2及び第7号、第2項第3号から第6号、第3項第2号並びに平成9年消防庁告示第8号の規定によるほか、次によること。 (1)~(3) (略) (4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、次によること。 ア (略) イ 圧力水槽の構造は、水源水量が規定量充てんされたのち加圧されるもので、水槽内の圧力が低下したとき、自動的に加圧できる空気圧縮機又はこれに代る加圧装置を設けること。◆ ウ~エ (略) (5)~(7) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 配管等 (1) 材質 ア (略) イ 管継手は、規則第12条第1項第6号ホの表に規定する各日本工業規格に適合するもの以外の管継手は、認定品又は評定品とすること。★ ウ バルブ類は、規則第12条第1項第6号ト(イ)及びト(ロ)に規定する各日本工業規格に適合するもの以外のバルブ類は、認定品又は評定品</p>	<p>壁を貫通しており紛らわしいので削除する。</p>	<p>1 (現行に同じ。) (1)~(2) (現行に同じ。)</p> <p>2 加圧送水装置 加圧送水装置は、令第11条第3項第1号ニ及びホ、規則第12条第1項第3号の2及び第7号、第2項第3号から第6号、第3項第2号並びに平成9年消防庁告示第8号の規定によるほか、次によること。 (1)~(3) (現行に同じ。) (4) 圧力水槽を用いる加圧送水装置は、次によること。 ア (現行に同じ。) イ 圧力水槽の構造は、水源水量が規定量充てんされたのち加圧されるもので、水槽内の圧力が低下したとき、自動的に加圧できる空気圧縮機又はこれに代わる加圧装置を設けること。◆ ウ~エ (現行に同じ。) (5)~(7) (現行に同じ。)</p> <p>3 (現行に同じ。)</p> <p>4 配管等 (1) 材質 ア (現行に同じ。) イ 管継手は、規則第12条第1項第6号ホの表に規定する各日本産業規格に適合するもの以外の管継手は、認定品又は評定品とすること。★ ウ バルブ類は、規則第12条第1項第6号ト(イ)及びト(ロ)に規定する各日本産業規格に適合するもの以外のバルブ類は、認定品又は評定品</p>	<p>誤解を招くおそれのある矢印の削除</p> <p>代る→代わる</p> <p>日本工業規格→日本産業規格</p> <p>日本工業規格→日本産業規格</p>

<p>とすること。★</p> <p>(2) 構造</p> <p>ア 規則第 12 条第 1 項第 6 号チに規定する配管の呼び径の算出に際し、管の受け持つ許容水量は、次表に定めるもの以下とすること。</p> <p>◆</p> <p>「(表 略)」</p> <p>イ 配管内には、速やかな放水及び配管の腐食防止等のため、次により常時充水しておくこと。◆</p> <p>(ア) 補助用高架水槽による場合は、次によること。</p> <p>a 補助用高架水槽から主管までの配管は、1号消火栓が設けられるものは呼び径40A以上、2号消火栓が設けられるものは呼び径25A以上のものとする。</p> <p>b 補助用高架水槽は、鋼板、ガラス繊維強化プラスチック又は、これと同等以上の強度、耐食性を有する材料で造られたものとする。</p> <p>c 有効水量は、100ℓ以上とし、当該水槽の水位が低下した場合に、呼び径25A以上の配管により自動的に給水できる装置を設けること。</p> <p>d 他の消防用設備等と兼用する場合の容量は、それぞれの設備の規定水量のうち最大以上の量とすることができる。</p> <p>e 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>ウ～サ (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 屋内消火栓の位置等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 屋内消火栓箱の構造及び標示は、次によること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 標示及び灯火は、次によること。</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 規則第 12 条第 1 項第 1 号に規定する灯火は、前面投影面積が 28 cm<sup>2</sup>以上となるよう、内接径 6 cm以上とすること。◆</p> <p>(エ) 連結送水管の放水口を併設収納する屋内消火栓箱の表面には、(ア)による表示のほか、規則第 31 条第 4 号による標識を設けること。</p> <p>規則第 31 条第 4 号による標識とは、扉の下端から 20 cmの位置に幅 5 cm以上、長さ 40 cm以上の黄色表示（発光塗料又は発光テープ）を付すること。◆</p> <p>(3)～(4) (略)</p> <p>7～8 (略)</p> <p>9 令第 32 条の特例基準</p> <p>(1) 特定防火対象物で、次の各号に適合する場合は、屋内消火栓設備の非常電源を非常動力装置とすることができる。</p> <p>ア 令別表第 1 (1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の場合。</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 非常動力装置は、次の各号に適合していること。</p>	<p>a 全体、c の網掛け部及び d 全体を削除。</p> <p>あくまで配管充水用の配管の話であり、作動時の補給用としての位置づけではないため、20Aでも支障ない。</p> <p>本技術基準では、配管充水用の補助用高架水槽の容量を設備ごとに変えていない（他の設備もここを準用している。）ため、この d の基準自体が意味がない。</p>	<p>とすること。★</p> <p>(2) 構造</p> <p>ア 規則第 12 条第 1 項第 6 号チに規定する配管の呼び径の算出に際し、管の受け持つ流量は、次表に定めるもの以下とすること。</p> <p>◆</p> <p>「(表 現行に同じ。)」</p> <p>イ 配管内には、速やかな放水及び配管の腐食防止等のため、次により常時充水しておくこと。◆</p> <p>(ア) 補助用高架水槽による場合は、次によること。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>a 補助用高架水槽は、鋼板、ガラス繊維強化プラスチック又は、これと同等以上の強度、耐食性を有する材料で造られたものとする。</p> <p>b 有効水量は、100ℓ以上とし、当該水槽の水位が低下した場合に、_____自動的に給水できる装置を設けること。</p> <p>_____</p> <p>c 補助用高架水槽と接続する配管には、可とう管継手、止水弁及び逆止弁を設けること。</p> <p>(イ) (現行に同じ)</p> <p>ウ～サ (現行に同じ)</p> <p>5 (現行に同じ。)</p> <p>6 屋内消火栓の位置等</p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) 屋内消火栓箱の構造及び標示は、次によること。</p> <p>ア (現行に同じ。)</p> <p>イ 標示及び灯火は、次によること。</p> <p>(ア)～(イ) (現行に同じ。)</p> <p>(ウ) 規則第 12 条第 1 項第 3 号ロに規定する灯火は、前面投影面積が 28 cm<sup>2</sup>以上となるよう、内接径 6 cm以上とすること。◆</p> <p>(エ) 連結送水管の放水口を併設収納する屋内消火栓箱の表面には、(ア)による表示のほか、規則第 31 条第 4 号による標識を設けること。</p> <p>規則第 31 条第 4 号による標識とは、扉の下端から 20 cmの位置に幅 5 cm以上、長さ 40 cm以上の黄色表示（発光塗料又は発光テープ）を付すること。◆</p> <p>(3)～(4) (現行に同じ。)</p> <p>7～8 (現行に同じ。)</p> <p>9 令第 32 条の特例基準</p> <p>(1) 特定防火対象物で、次の各号に適合する場合は、屋内消火栓設備の非常電源を非常動力装置とすることができる。</p> <p>ア 令別表第 1 (1)項から(4)項、(5)項イ、(6)項及び(9)項イに掲げる防火対象物の場合。</p> <p>(ア) (現行に同じ。)</p> <p>(イ) 非常動力装置は、次の各号に適合していること。</p>	<p>表に合わせた文言の修正</p> <p>参照号誤り修正</p> <p>誤字修正</p> <p>誤字修正</p>
--	---	--	---

